

千葉県告示第50号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和8年1月15日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

千葉市長 神谷俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類 及び路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 小倉町104号線	若葉区小倉町867番3から 若葉区小倉町857番7まで	前	2.77 ~6.00	67.1
		後	4.00 ~6.00	